

川崎市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

川崎市人事委員会

委員長 加藤 浩輝

川崎市人事委員会規則第18号

川崎市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の管理職手当に関する規則（平成15年川崎市人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「及び地方公務員の育児休業等に関する法律」を「、地方公務員の育児休業等に関する法律」に改める。

別表第1中

「

	東京事務所長	
--	--------	--

」

を

「

	東京事務所長	
	共創推進室長	

」

に、

「

	グリーンコミュニティ推進室長	
	緑化フェア推進室長	

」

を

「

	グリーンコミュニティ推進室長	
--	----------------	--

」

に、

「

教育政策室長

」

を

「

教育政策室長

地域教育推進室長

」

に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。